猫の繁殖制限手術補助金申請手続きの流れ(令和7年度)

◆町内会・自治会が申請する場合

町内会・自治会

①環境課へ電話にて事前相談

- ・猫の手術を実施する前に、環境課(TeL0855-25-9420)へ電話でご相談ください。
- ・町内会・自治会立会いの下で、後日、現地調査を 行いますので日程調整をします。
- ・現地調査の日までに、猫の全身がわかる写真をご 準備ください。

③地域住民への周知

・各戸への文書配布や回覧等で、地域住民へ周知してください。<u>周知終了次第、環境課へご連絡ください。</u>

5猫の保護・手術予約

⑥動物病院で手術

- ・手術は市内の動物病院に限ります。
- ・メス猫は、手術後2~3日程度、家で保護していただく場合もあります。(動物病院でご確認ください。)

⑦申請書兼請求書の提出

- ・手術終了後、「交付申請書兼請求書(様式第1号の2)」に次の書類を添えて提出してください。
 - ◆領収書の写し (宛名は町内会・自治会)
 - ◆振込先通帳の写し

(口座番号、支店名、氏名、フリガナのある 部分)

- ※町内会・自治会の会計用口座をご指定くだ さい。
- ◆手術前後の猫の写真(耳カットしたことがわかるもの)

環境課

②現地調査

(現地確認及び町内会からの聴き取り)

- ・手術を受けさせたい猫についての情報や飼い 主がいない猫と判断した理由等、確認します。
- ・猫の全身がわかる写真を提出してください。
- ・補助金交付の必要条件等について説明します。

4動物病院への情報提供

・当該猫の情報や申請町内会名等について、手 術予約を予定している動物病院へ情報提供しま す。

⑧ 申請書兼請求書の受理

・内容を審査します。

⑨ 交付決定(却下)通知書送付

- ・審査後、「交付決定(もしくは却下)通知書 (様式第2号)」を申請者に送付します。
- ・交付決定した場合は、ご指定の口座へ補助金 を振り込みます。

※様式は、手術を受けさせたい猫に係る現地調査実施後にお渡しします。